



2025年5月13日

各 位

会 社 名 王子ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
磯野 裕之  
(コード：3861 、東証プライム)  
問合せ先 総務部長  
波多野 一郎  
(TEL 03-3563-1111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第101回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本年4月、当社は、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行い、グループ経営委員を執行役員に名称変更しました。これに伴い、執行役員の役割をより明確にするため、執行役員に関する規定を設け、また、取締役に執行役員を兼務させることができる旨を明記するとともに、社長及び副社長について、最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく執行役員からも社長及び副社長を選定することができるよう現行定款第20条に変更を行うものであります。また、上記変更に伴い、文言の整理を行うものであります。
- (2) 社長に関する上記の変更に伴い、株主総会の招集権者及び議長について、現行定款第12条及び現行定款第14条に変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、取締役会の招集権者及び議長が会長に限定されている現行定款第21条及び現行定款第22条に変更を行い、社外取締役を含む取締役が取締役会の招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025年6月27日(金)  
定款変更の効力発生予定日 2025年6月27日(金)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>社長に事故</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。<u>社長に事故</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、代表取締役中から社長 1 名を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③ <u>取締役会は、会長 1 名および副会長、副社長若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>が招集する。<u>会長欠員または事故</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 22 条 取締役会の議長は、<u>会長</u>がこれに当たる。<u>会長欠員または事故</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ定めた取締役</u>が招集する。</p> <p>② <u>前項の取締役に差支え</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、<u>取締役会のあらかじめ定めた取締役</u>がこれに当たる。<u>当該取締役に差支え</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって取締役に執行役員を兼務させることができる。</u></p> <p>④ 取締役会は、<u>その決議によって会長 1 名および副会長若干名を置く</u>ことができる。</p> <p>⑤ <u>取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から社長 1 名を置き、副社長若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会のあらかじめ定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役に差支え</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 22 条 取締役会の議長は、<u>取締役会のあらかじめ定めた取締役</u>がこれに当たる。<u>当該取締役に差支え</u>あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>